

地域医療連携推進法人について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 医療指導班

電話:043-223-3878 メール:iryou-h@mz.pref.chiba.lg.jp

地域医療連携推進法人の認定について

1 地域医療連携推進法人制度の概要について

(1) 趣旨等

近年の高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められています。

このため、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するため、地域医療連携推進法人制度が創設されました。

当該制度は、医療連携推進方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人又は個人（以下「参加法人等」という。）が開設する医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みです。

(2) 参加法人等

- ・ 病院等の医療機関を開設する法人（医療法人、社会福祉法人、公益法人等）
- ・ 病院等の医療機関を開設する個人
- ・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人（非営利法人）
- ・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人

(3) 業務内容

医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進するための方針「医療連携推進方針」を定めて業務を実施。

（事業例）

- ・ 診療科（病床）再編
- ・ 医師等の共同研修
- ・ 医薬品等の共同購入
- ・ 参加法人への資金貸付 など

2 地域医療連携推進法人の認定について

知事が認定するにあたっては、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ医療審議会の意見聴取が必要です。

なお、国通知*において、認定を受ける一般社団法人は、あらかじめ、医療連携推進方針について、地域の医療関係者へ情報提供するとともに予定する医療連携推進区域が属する構想区域における地域医療構想調整会議において説明し、理解を得ておくことが望ましいとされています。

※令和6年1月17日付け最終改正厚生労働省医政局長通知「地域医療連携推進法人について」

<主な認定基準>

- ・ 地域医療構想地域（原則二次医療圏）を考慮して、病院等の業務連携を推進する区域を定めていること
- ・ 地域の関係者等で構成される地域医療連携推進評議会を設置すること
- ・ 参加法人等が予算、事業計画等の重要事項を決定するにあたっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款に定めていること

3 地域医療連携推進法人の認定までの手順

- ① 参加法人等の決定
- ② 医療連携推進方針の作成
- ③ 一般社団法人の設立
- ④ 千葉県知事への認定申請
- ⑤ 地域医療構想調整会議での意見聴取
- ⑥ 医療審議会への諮問
- ⑦ 千葉県知事の認定

4 現在、千葉県内で認定されている地域医療連携推進法人

名 称：房総メディカルアライアンス

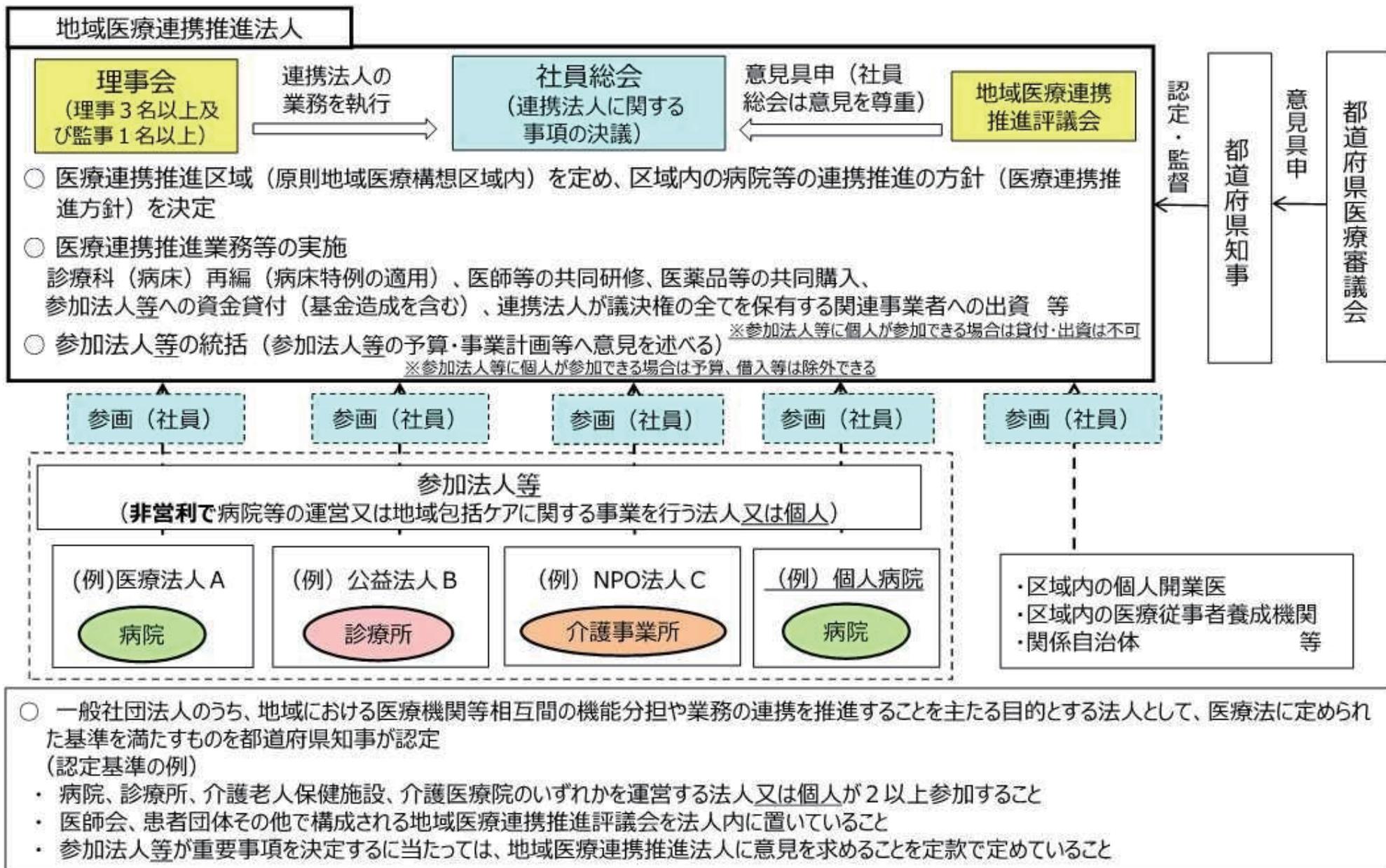
参加法人等：南房総市、社会福祉法人太陽会、学校法人鉄蕉館

認定年月日：平成30年12月1日

地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）
下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



地域医療連携推進法人の認定申請の概要

1 名称・主たる事務所の所在地・代表者氏名

名称	東葛南部メディカルアライアンス
主たる事務所の所在地	千葉県船橋市本町二丁目10番1号（板倉病院内）
代表者氏名	代表理事 梶原 崇弘

2 医療連携推進業務の内容

- ①医療機能の分担と連携強化の推進に関する事業
- ②患者及び利用者の利便性を図るための支援に関する事業
- ③医療及び介護従事者の資質向上に関する共同研修、相互交流及び派遣に関する事業
- ④医薬品、診療材料、医療機器及びその他物資の共同購入及び共同利用
- ⑤大規模災害や感染症の発生を想定した体制整備に関する事業

3 医療連携推進区域

船橋市・習志野市・市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・浦安市（東葛南部医療圏）

4 参加法人等

	法人名	病院施設名又は事業名
1	医療法人社団白羽会	<ul style="list-style-type: none"> ・つばさ在宅クリニック ・つばさ在宅クリニック西船橋 ・つばさ在宅クリニック鎌ヶ谷 ・つばさ歯科医院 ・エール訪問看護ステーション ・つばさ在宅居宅介護支援センター ・つばさ在宅訪問介護センター ・サービス高齢者向け住宅つばさの杜
2	医療法人社団ヨゼフ会	<ul style="list-style-type: none"> ・高木医院
3	医療法人弘仁会	<ul style="list-style-type: none"> ・板倉病院 ・板倉サテライトクリニック ・いたくら乳腺クリニック ・介護老人保健施設ロータスケアセンター ・ロータス訪問看護ステーション ・ロータス居宅介護支援事業所 ・船橋市塚田地区地域包括支援センター

5 医療連携推進方針

別添のとおり

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

船橋市・習志野市・市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・浦安市

2 参加法人等

(1) 医療法人社団白羽会

つばさ在宅クリニック、つばさ在宅クリニック西船橋、つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷、つばさ歯科医院、エール訪問看護ステーション、つばさ在宅居宅介護支援センター、つばさ在宅訪問介護センター、サービス付き高齢者向け住宅つばさの杜

(2) 医療法人社団ヨゼフ会

高木医院

(3) 医療法人弘仁会

板倉病院、板倉サテライトクリニック、いたくら乳腺クリニック、介護老人保健施設ロータスケアセンター、ロータス訪問看護ステーション、ロータス居宅介護支援事業所、船橋市塚田地区地域包括支援センター

3 理念・運営方針

【理念】

少子・高齢化が急速に進展する中、地域住民が住み慣れた地域で安心して末永く生活できるよう、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築を図り、急性期医療、リハビリテーション、介護、在宅等に各施設が相互に連携し、切れ目なく適切にサービスを提供できる体制の実現に貢献する。

【運営方針】

- ・地域のニーズに即した医療機能分担及び医療資源の集約化を行い、質の高いサービスを提供する。
- ・各法人の専門性や特色を活かし、地域における医療水準の向上に寄与する。
- ・業務連携により効率的で持続可能な経営環境・医療提供体制を構築する。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

●医療機能の分担・連携

- ・入院、外来・在宅機能の分担・集約を図り、限られた資源を有効に活用する。
- ・各施設の特性・専門性を活かした機能分担で効率的な医療提供体制を構築する。

●患者・利用者への支援

・ICT 等を活用し患者・利用者の情報を共有し、患者・利用者の利便性を図り、地域住民に対してきめ細やかな質の高い医療サービスを提供する。

●医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修、相互交流および派遣

・医療安全や感染対策等の教育研修を共同で実施するとともに医療・介護従事者の相互派遣、人事交流を積極的に行い、質の高い医療・介護従事者を育成する。

●医薬品、診療材料、医療機器等の共同購入・共同利用

・医薬品・診療材料・医療機器等の購入に際し、法人内のスケールメリットを活かした価格交渉・

購入の仕組みを構築し、経費削減を図る。

●災害等の緊急時における情報共有および相互支援

・緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を構築し、地域の医療サービスを持続的に提供する。

5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

・医療・介護・福祉等のニーズを把握し、包括的にサービスが提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取り組みを支援する。

・法人内医療機関ならびに介護施設等が密に連携し、患者・利用者のニーズに合った継続的且つ発展的なサービスの提供を行う。

【設立趣意】

これからの超高齢化社会にむけて地域包括ケアシステムの実現は不可欠なものであります。

「その人が、その人らしく、その人の希望する場所で最期を迎える」を実現するためには、地域密着中小病院＝在宅療養支援病院と地域のクリニック、介護・福祉の連携が必須となります。

また、高次医療機関を逼迫させないためにも中小病院が中心的な役割を担い、交通整理をするハブのような機能が求められます。

医療の高度化や専門性の上昇、ICTの進化により、専門職の確保が重要となっています。しかし、千葉県は人材確保困難な地域であり、自法人のみでの人材確保や、研修会を開催していくことが大きな負担となっています。

認定申請にあたり、当法人は財務的連携を目的としたものではなく、人材の教育・情報共有、病病・病診連携の充実、個々の法人の域をこえた相談、行政や保健所との連携などを総体として検討できる場を目指しております。